



# 長野県報

3月9日(月)  
平成27年  
(2015年)  
第2655号

## 目次

### 規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) ..... 1

### 告示

保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課) ..... 1

公共測量の終了(建設政策課) ..... 2

土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課) ..... 2

土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課) ..... 3

### 公告

一般競争入札(情報政策課) ..... 3

一般競争入札(3件)(情報公開・法務課) ..... 3

特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(県民協働課) ..... 4

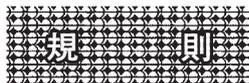
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課) ..... 5

争議行為を行う旨の通知の公表(労働雇用課) ..... 5

県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課) ..... 5

水道法に基づく指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出(2件)(企業局) ..... 5

一般競争入札(企業局) ..... 6



公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月9日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

#### 長野県人事委員会規則第1号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年長野県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「長野県土地開発公社」を「一般財団法人地域総合整備財団 長野県土地開発公社」に改める。

#### 附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

人事委員会事務局



#### 長野県告示第89号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成27年3月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上伊那郡中川村四徳292の156
- 2 指定の目的  
水源<sup>かん</sup>の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第90号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成27年3月9日

長野県知事 阿部守一

#### 1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草5665のイ・5741の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第91号

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成27年3月9日

長野県知事 阿部守一

#### 1 作業種類

公共測量(基準点測量、水準測量)

#### 2 作業期間

平成26年7月28日から平成27年1月30日まで

#### 3 作業地域

長野市

建設政策課

### 長野県告示第92号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年3月9日

長野県知事 阿部守一

#### 1 土砂災害警戒区域の名称

為栗、折立(1)、折立(2)、折立(3)、折立(4)、折立(5)、折立(6)、清水、藁野、遠山口(1)、遠山口(2)、遠山口(3)、東原、西原(1)、西原(2)、西原(3)、北(1)、北(2)、北(3)、北(4)、北(8)、北(7)、北(6)、北(5)、田村(1)、田村(2)、田村(3)、田村(4)、田村(5)、余野(1)、余野(2)、長野(1)、弓場、岡本(1)、岡本(2)、岡本(3)、長野(2)、南下、南中、南上(1)、栄町(1)、栄町(2)、南上(2)、栄町(3)、浄心の滝(1)、浄心の滝(2)、うぐす(北)、うぐす(南)(2)、うぐす(南)(1)、うぐす(南)(3)、十久保(5)、十久保(6)、十久保(7)、十久保(2)、十久保(1)、十久保(3)、十久保(4)、小沢(1)、小沢(2)、小沢(3)、小沢(4)、小沢(5)、下山(2)、下山(1)、下山(3)、下山(4)、下山(5)、下山(6)、下山(7)、下山(8)、下山(9)、中井侍(1)、中井侍(2)、中井侍(3)、中井侍(4)、中井侍(5)、中井侍(6)、中井侍(7)、中井侍(8)、中井侍(9)、中井侍(10)、中井侍(11)、中井侍(12)、不生(1)、不生(2)、不生(3)、不生(4)、不生(5)、不生(6)、不生(7)、不生(8)、不生(9)、不当(1)、不当(2)、不当(3)、途中(1)、途中(2)、途中(3)、途中(4)、上平(1)、上平(3)、上平(2)、上平(4)、上平(5)、上平(6)、上平(7)、所沢、引ノ田(1)、引ノ田(2)、小城(1)、小城(2)、引ノ田(3)、引ノ田(4)、坂部(1)、坂部(2)、坂部(3)、坂部(4)、坂部(6)、坂部(5)、坂部(7)、坂部(8)、太田(1)、太田(2)、先途、倉ノ平(3)、倉ノ平(1)、倉ノ平(2)、福島(6)、福島(5)、福島(4)、福島(3)、福島(2)、福島(1)、的瀬(1)、的瀬(2)、的瀬(3)、的瀬(4)、中組(1)、中組(2)、中組(3)、中組(4)、中組(5)、戸口(1)、戸口(2)、足瀬(1)、足瀬(2)、足瀬(3)、足瀬(4)、足瀬(5)、足瀬(6)、足瀬(7)、足瀬(8)、向方(1-1)、向方(1-2)、向方(2)、向方(3)、向方(4)、向方(5)、向方(6)、向方(7)、向方(8)、向方(9)、向方(10)、向方(11)、向方(12)、向方(13)、中河内(1)、中河内(2)、大河内(1)、大河内(2)、大河内(3)、大河内(4)、大河内(5)、大河内(6)、大河内(7)、オミノ沢(1)、オミノ沢(2)、オミノ沢(3)、大河内(8)、川島(1)、川島(2)、川島(3)、川島(4)、川島(5)、川島(6)、川島(7)、川島(8)、川島(9)、野竹(1)、野竹(2)、梨畑(1)、梨畑(2)、梨畑(3)、梨畑(4)、梨畑(5)、梨畑(6)、明ヶ島(3)、明ヶ島(2)、明ヶ島(1)、田島(1)、田島(2)、中久那(2)、中久那(1)、大久那(4)、大久那(5)、大久那(6)、大久那(7)、大久那(1)、大久那(2)、大久那(3)、見遠、合戸(1)、合戸(2)、松島(2)、松島(1)、松島(3)、松島(4)、松島(5)、長沼(3)、長沼(2)、長沼(1)、長島宇連(1)、長島宇連(2)、萬城(1)、萬城(2)、長島宇連(3)、長島宇連(4)及び信濃恋し

#### 2 指定の区域

下伊那郡天龍村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第93号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年3月9日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

為栗、折立(2)、折立(3)、折立(4)、折立(5)、折立(6)、清水、藁野、遠山口(1)、遠山口(2)、遠山口(3)、東原、西原(1)、西原(2)、西原(3)、北(1)、北(2)、北(3)、北(8)、北(7)、北(6)、田村(1)、田村(3)、田村(4)、田村(5)、余野(1)、余野(2)、長野(1)、弓場、岡本(1)、岡本(2)、岡本(3)、長野(2)、南下、南中、栄町(1)、栄町(2)、南上(2)、栄町(3)、浄心の滝(1)、うぐす(北)、うぐす(南)(2)、うぐす(南)(1)、うぐす(南)(3)、十久保(5)、十久保(6)、十久保(7)、十久保(2)、十久保(1)、十久保(3)、十久保(4)、小沢(1)、小沢(2)、小沢(3)、小沢(4)、小沢(5)、下山(2)、下山(1)、下山(3)、下山(4)、下山(5)、下山(6)、下山(7)、下山(8)、下山(9)、中井侍(1)、中井侍(2)、中井侍(3)、中井侍(4)、中井侍(5)、中井侍(6)、中井侍(7)、中井侍(8)、中井侍(9)、中井侍(10)、中井侍駅上、中井侍(11)、中井侍(12)、不生(1)、不生(2)、不生(3)、不生(4)、不生(5)、不生(6)、不生(7)、不生(8)、不生(9)、不当(1)、不当(2)、途中(1)、途中(3)、途中(4)、上平(1)、上平(2)、上平(4)、上平(5)、上平(6)、上平(7)、所沢、引ノ田(1)、引ノ田(2)、小城(1)、小城(2)、引ノ田(3)、引ノ田(4)、坂部(1)、坂部(2)、坂部(3)、坂部(4)、坂部(6)、坂部(7)、坂部(8)、太田(2)、先途、倉ノ平(3)、倉ノ平(1)、倉ノ平(2)、福島(6)、福島(5)、福島(4)、福島(3)、福島(1)、的瀬(1)、的瀬(2)、的瀬(4)、中組(1)、中組(2)、中組(3)、中組(4)、中組(5)、戸口(1)、戸口(2)、足瀬(1)、足瀬(2)、足瀬(3)、足瀬(4)、足瀬(5)、足瀬(6)、足瀬(7)、足瀬(8)、向方(3)、向方(4)、向方(5)、向方(6)、向方(7)、向方(8)、向方(9)、向方(10)、向方(11)、向方(12)、向方(13)、中河内(1)、中河内(2)、大河内(1)、大河内(2)、大河内(3)、大河内(4)、大河内(5)、大河内(6)、大河内(7)、オミノ沢(1)、オミノ沢(2)、オミノ沢(3)、大河内(8)、川島(1)、川島(3)、川島(4)、川島(5)、川島(6)、川島(7)、野竹(1)、野竹(2)、梨畑(1)、梨畑(2)、梨畑(3)、梨畑(4)、梨畑(5)、梨畑(6)、明ヶ島(3)、明ヶ島(2)、明ヶ島(1)、田島(1)、田島(2)、中久那(2)、中久那(1)、大久那(4)、大久那(5)、大久那(6)、大久那(1)、大久那(2)、大久那(3)、見遠、合戸(1)、合戸(2)、松島(2)、松島(1)、松島(3)、松島(4)、松島(5)、長沼(3)、長沼(2)、長島宇連(1)、萬城(1)、萬城(2)、長島宇連(3)、長島宇連(4)及び信濃恋し

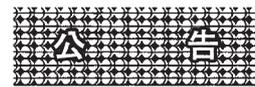
2 指定の区域

下伊那郡天龍村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年3月9日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

情報システム及び電子計算機のバックアップデータ遠隔地保管業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、長野県企画振興部情報政策課のインターネットホームページ（http://www.pref.nagano.lg.jp/joho/tokei/kobo.html）に記載のとおりです。

3 その他

(1) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び仕様書によります。入札説明書、契約書（案）及び仕様書は、次の場所で交付します。

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県企画振興部情報政策課情報システム係

電話 026 (235) 7071

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成27年3月16日（月）午後5時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

情報政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年3月9日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成27年度冊子類運搬業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2